

税の申告

2月15日(木) ▶ 3月14日(木)

■申告に必要なもの

申告相談には、次のものを必ず持ってきてください。書類がなかったり、帳簿や収支の記載ができていない場合は、後日あらためて申告に来ていただかなければなりません。

対象	必要書類
全員	免許証や保険証など本人確認書類、マイナンバーが分かるもの
給与・年金所得	源泉徴収票（原本）
事業所得 (営業・農業・不動産)	作成した収支内訳書 取りまとめた領収証、帳簿
一時所得、雑所得	収入・経費が分かる書類
社会保険料控除 生命保険料控除 寄付金控除など	それぞれの控除証明書など
医療費控除	作成した医療費控除の明細
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など
住宅借入金等特別控除	事前作成会で作成した計算書 借入金の年末残高証明書など
所得税の還付や 所得税の口座振替	本人名義の通帳や通帳印

※別世帯の人の申告を代理する場合は、委任状が必要です。

※これらのほかにも書類などが必要になる場合もあります。

■熊本東税務署の確定申告会場

【会場】 熊本城ホール（熊本市中心区桜町3-40）

【期間】 2月16日（金）～3月15日（金）

※2月25日（日）のみ休日受付を行います。

【受付時間】 午前9時～午後4時

【公的年金受給者などの事前作成会】

公的年金受給者や住宅借入金等特別控除の初回適用者を対象とした事前作成会（予約制）が2月13日（火）～15日（木）に開催されます。

【お問い合わせ先】

熊本東税務署 ☎096-369-5566

■町の申告相談日程

町では、次の日程で申告相談を行います。

申告会場内の混雑緩和や感染症対策の一環として、会場への入場人数を制限します。午前中の受付は50人程度とします。

なお申告受付の際は、先着の25人程度を目安に割り当て行政区の人を優先して受け付けます。皆様のご協力をお願いします。

月	日	行政区名	税理士	
2月	15	木	麻生原・世持・中山	不在
	16	金	津志田	○
	19	月	南三箇・船津	○
	20	火	上田口・下田口	不在
	21	水	田原・和田内・府領・北原	○
	22	木	宮内地区全域（広瀬～上揚）	○
	26	月	岩下1区・岩下2区・有安	○
	27	火	上豊内・下豊内	不在
	28	水	西寒野	○
3月	1	金	緑町・大町	○
	4	月	東寒野・横田	○
	5	火	中横田・上早川1区	不在
	6	水	浅井・上早川3区・4区・5区	○
	7	木	下横田・上早川2区	不在
	8	金	中早川・早川・北早川	○
	11	月	辺場・古閑・八丁・山出・芝原	不在
	12	火	糸田・吉田	不在
13	水	上記の日に来れない人	不在	
14	木	上記の日に来れない人	不在	

※3月15日（金）の申告相談はありませんので、日程をよくご確認ください。

※申告の内容によっては、熊本東税務署の確定申告会場をご案内する場合があります。ご了承ください。

※詳しくは、別途、全戸配布した申告相談のチラシを十分に確認してください。